

四国地方整備局訓令第 24 号

物部川流域学識者会議 維持管理の容易な河道の検討会を次に定める。
平成 29 年 1 月 19 日

四国地方整備局長

維持管理の容易な河道の検討会規約

(検討会の目的)

第 1 条 本検討会は、物部川流域学識者会議運営規約第 6 条に基づき設置された部会である。物部川における流下断面が不足する区間では、洪水を安全に流下させるために必要な断面を確保するとともに土砂の再堆積などの課題について検討する必要がある。また河道掘削後の維持管理の容易な河道の形状等について、意見を述べるため、「維持管理の容易な河道の検討会」(以下「検討会」という)に必要な事項を本規約で定める。

(業務)

第 2 条 検討会は前条に記した目的を達成するため、次に掲げる検討を行うものとする。

1. 物部川下ノ村地区の河道掘削形状の検討
2. 下ノ村地区の河道掘削に伴う環境への影響の検討及び対応策の検討
3. 下ノ村地区の河道掘削前後のモニタリング計画の検討

(検討会の組織)

第 3 条

1. 検討会は、別表一 1 で構成する。
2. 検討会は、会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。
3. 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
5. 会長は、必要があるときは、検討会に 1. に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第 4 条

1. 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所内に置く。
2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3. 事務局は、検討会における検討結果等をまとめ、「物部川流域学識者会議」に報告する。
4. 事務局は、検討会の秩序を維持するため、会長の議事進行と調整を図

り、次に掲げる者を退場させることができる。

- 1 会議の秩序を乱した者
- 2 議事進行に必要な会長の指示に従わない者

(検討会の開催)

第5条 検討会は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長（以下、事務所長）が開催する。

(情報公開)

第6条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は事務所長が検討会に諮って定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、平成29年1月19日から施行する。

維持管理の容易な河道の検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野		所属等
いしかわ 石川 慎吾	環境	保全生態学 河川植生	高知大学 教育研究部 自然科学系 理学部門 教授
いしかわ 石川 妙子	環境	底生生物 水生昆虫	底生生物研究者
おかだ 岡田 将治	治水	河川工学 防災水工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
しげやま 重山 陽一郎	景観	景観デザイン	高知工科大学 システム工学群 教授
たかはし 高橋 勇夫	環境	保全生物学 河川生物	たかはし河川生物調査事務所 代表
ちよう 張 浩	治水	防災水工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 准教授